

労働法最前線

— 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

業務委託関係と労働関係

第 79 回

実務では、会社は業務の必要のため、社外の人員と業務委託契約（または顧問契約、代理契約、請負契約など）を締結することが往々にしてあります。ただし、契約の約定事項が厳密ではない、あるいは会社日常管理に不備があると受託者個人から会社の内部従業員であるという主張を招き、会社に「労働契約法」に基づく関連義務を履行するよう要求することがよくみられます。今回は業務委託契約の法的性質と特徴を分析し、労働関係と区別した上で、業務委託契約を締結する時や日常管理での注意事項を提示します。

1. 業務委託契約の法的性質と特徴、労働関係との区別
「最高人民法院の人身損害賠償案件の審理における適用法律の若干問題に関する解釈」第 9 条第 2 項が規定する「雇用活動に従事」とは、雇用者の授権を受けまたは指示範囲内の生産経営活動あるいはその他の労務活動に従事することを指し、雇用者は被雇用者に労働報酬を給付する民事法律関係です。よって、業務委託関係は、主に民事法律による調整を受ける労務関係であり、以下の特徴を備えます。

(1) 当事者双方に従属性がない。
雇用者と被雇用者間は、一種の労務と報酬の交換であり、一定の管理・被管理の関係はあるものの、従属関係には属さず、人身の従属性はなく、雇用者が被雇用者の労務提供に対して手配、監督することに重点が置かれる。労働関係は、主体双方に従属関係があり、労働者は雇用企業の構成員であり、社内規則制度を遵守し、雇用企業の指揮と手配に服する。

(2) 当事者の意思を主導とする。
労務関係は一種の私法上の関係であり、当事者双方の自由意思に基づくものであることが強調され、当事者の約定が法律の強硬規範に違反せず、公序良俗に違反しない限り、国は干渉せず、双方の権利義務の調整は主に民事法律規範を参照し、自由協議の余地が比較的高い。

労働関係の場合、双方の権利義務は双方が締結する契約により確定するほか、労働法律法規によって強硬的に規定される。例えば勤務時間、契約解除の条件と手続き、経済補償金、労働者のための社会保険料の納付など。

(3) 業務は一般的に臨時性を有する。
労務関係は、双方に長期安定的な関係を維持する主観的意図はない。労働関係は、一般的に双方が長期的、持続的、安定的な勤務関係を維持する主観的意図がある。

2. 注意事項

目下司法実務で労働関係を認定する時、通常の場合人事社会保障省が公布した「労働関係確立に関する事項の通知」が確立した 3 つの基準を依拠とします。

(1) 雇用企業と労働者は法律、法規が規定する主体資格に合致する。

(2) 雇用企業は法により制定された各種労働規則制度を労働者に適用し、労働者は雇用企業の労働管理を受け、雇用企業が手配する有償労働に従事する。

(3) 労働者が提供する労働は、雇用企業の業務の構成部分である。

以上の 3 つの要件を同時に満たす場合、一般的に労働関係と認定されます。労働関係と認定されることを避けるため、受託者と業務委託契約を締結する時、会社は以下の事項に注意すべきです。

(1) 締結主体。個人と直接業務委託契約を締結することを避け、できる限りその所属単位と契約を締結する。

(2) 契約の性質を明記。契約に、会社と受託者が確立するのは業務委託関係（または代理関係、請負関係など）であると明確に約定し、かつ労働関係が存在しないことを契約に明確に約定する。

(3) 管理に服するなどの約定を避ける。契約には、受託者個人が会社管理を受け入れるなどの表現および関連事項は極力避ける。

また、日常管理で受託者個人が会社管理に服し、会社の労働報酬を受けるとみなされることを避けるため、会社は以下の事項に注意する必要があります。

(1) 受託者個人に、雇用企業の「登記表」、「応募表」などの応募記録を記入させることを避ける。

(2) 受託者個人に「社員証」、「服務証」など身分証明となる証書を発行することを避ける。

(3) 社員名簿に受託者個人の情報を記録することを避ける。

(4) 受託者個人に、雇用企業の労働規律と規則制度などを受け入れることに同意署名させた書面記録を避ける。

(5) 勤怠記録を残すことを避ける。

(6) 「賃金名義」にて受託者個人に報酬を支払わず、住宅、交通、食費手当などの福利待遇を提供しない。

(7) 受託者個人のために、社会保険料および住宅積立金を納付しない。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱譽鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)